

福祉用具・住宅改修について （検討の方向性）

これまでの分科会における主なご意見(福祉用具・住宅改修)

- 福祉用具に関する知識の確実な習得のため、介護支援専門員の更新研修におけるテキストや教材等の拡充をされるとよい。
- 福祉用具専門相談員に対する研修を増やし、利用者の安全性を高めるような有益な取組ができるようにしてはどうか。
- サービスの質や安全性を確保する観点からも、福祉用具専門相談員について担当件数を設けてはどうか。
- 福祉用具の選定にケアマネジャーの認識や主観が与える影響が大きいこともあることから、そうした影響も考慮しながら質の向上につなげていく必要があるのではないか。
- 利用者の状況に応じた、福祉用具の選択につながる手引きのようなものがあると、より適切な用具の選定が進み、自立支援にもつながる可能性があるため、今後検討してはどうか。
- 住宅改修と福祉用具の貸与が必要な方々に適切な時期に適切な支援が行えているかどうかの検証は、保険者によるケアプラン点検等によって行われるが、検証に当たってはPT・OT等の専門的な知見が求められるところ、リハ職の地域貢献加算をつくることで、専門職の知見を給付適正化にも活かせるのではないか。
- 介護度に応じ、レンタルの対象外のものも一定の条件下でレンタルが認められる仕組みになっているが、この条件の確認に時間がかかるため、迅速化できるよう検討できないか。

論点①退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用

論点①

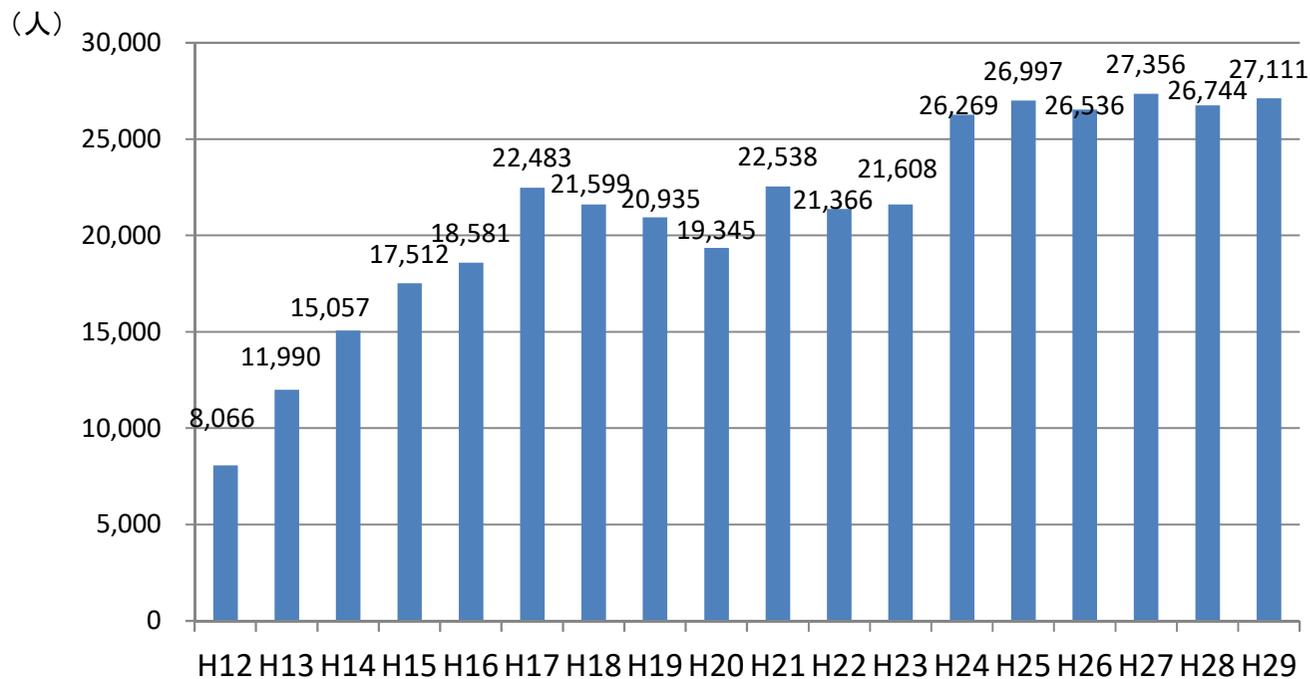
- 退院・退所時のカンファレンスにおいて、福祉用具専門相談員が呼ばれないケースがあるが、福祉用具専門相談員が介護支援専門員と連携し、退院・退所前に利用者に係る必要な情報を把握することは、適切な福祉用具を提案し、サービスの質を向上させる上で重要である。
- 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、どのような対応が考えられるか。

福祉用具専門相談員について

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、3.7人（平成29年10月1日現在）。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会（50時間）修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

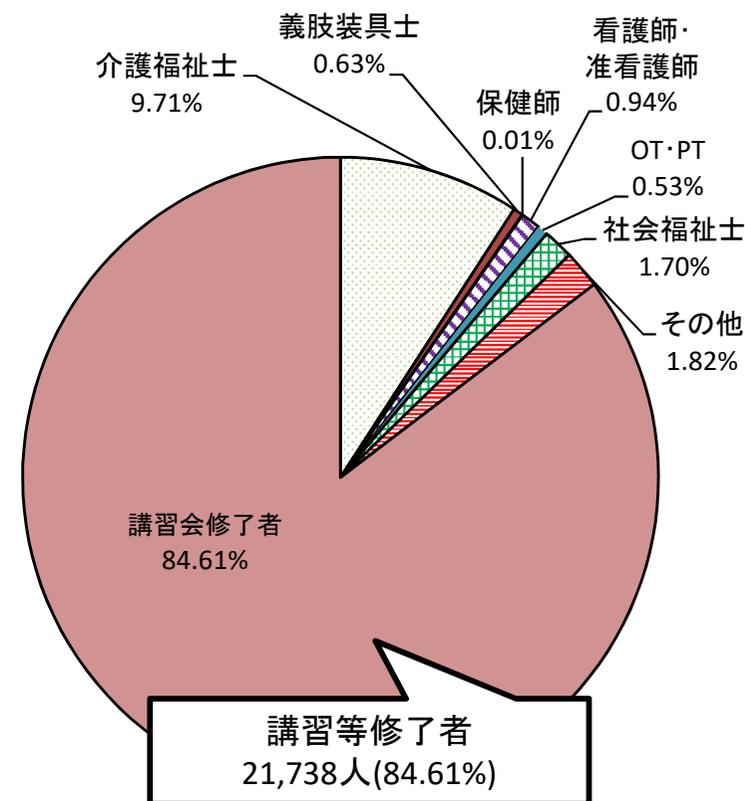
事業所あたり従業者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7



注：平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典：介護サービス施設・事業所調査（各年10月1日現在）

② 福祉用具専門相談員資格状況（複数回答）



出典：介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第18表（平成29年10月1日現在 n=25,690）

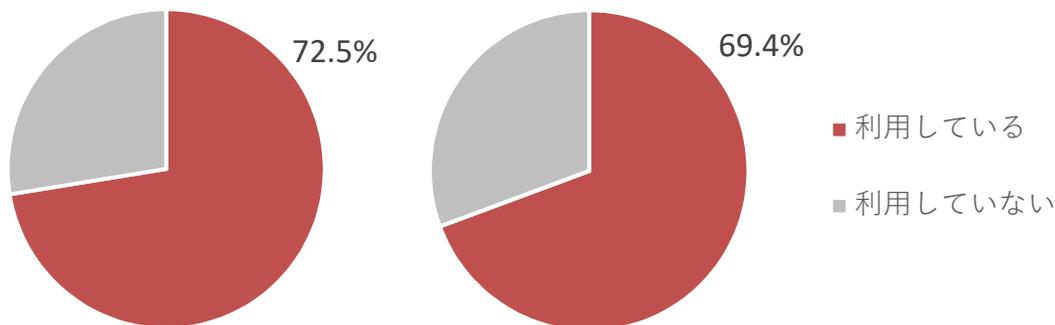
医療機関・老健施設における福祉用具事業者の継続的利用

- 約7割の医療機関・老健施設で福祉用具事業者を継続的に利用しており、当該事業者は「情報提供・相談」「適合調整・利用指導」「メンテナンス」等のサービスを提供している。
- 継続的に利用している福祉用具事業者は、入院・入所中からサービスの提供に関わることが多い。

<福祉用具事業者の継続的利用>

医療機関 (n = 305)

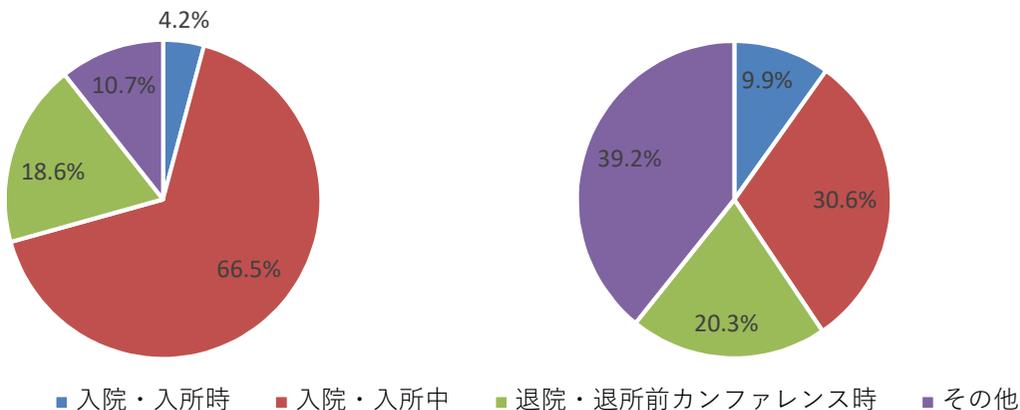
老人保健施設 (n = 333)



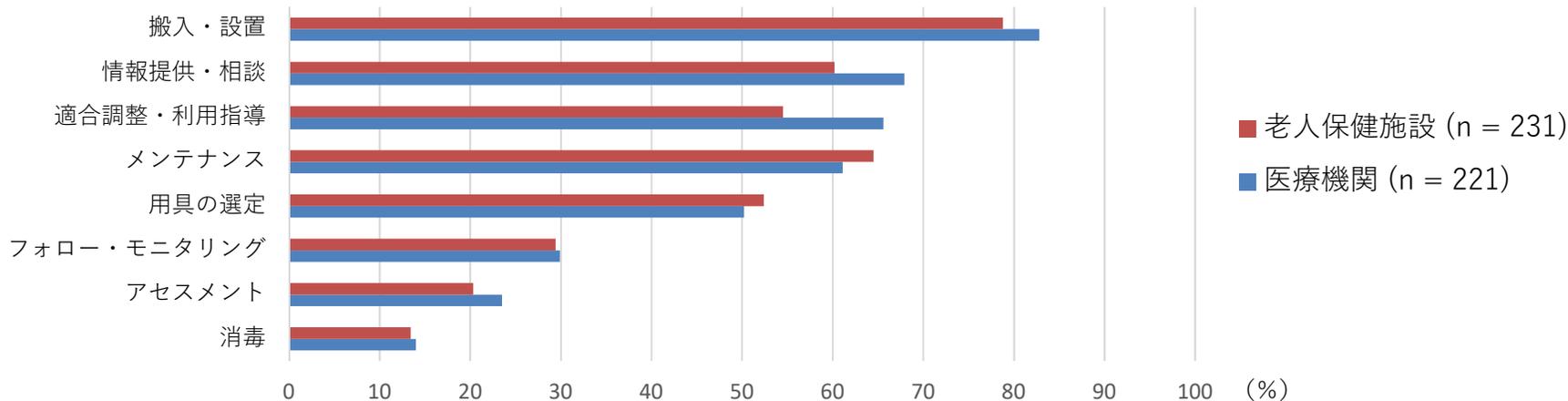
<入院・入所プロセスのどの時点から関わっているか>

医療機関 (n = 215)

老人保健施設 (n = 222)



<提供されているサービス>



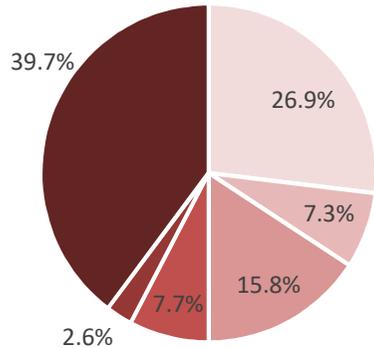
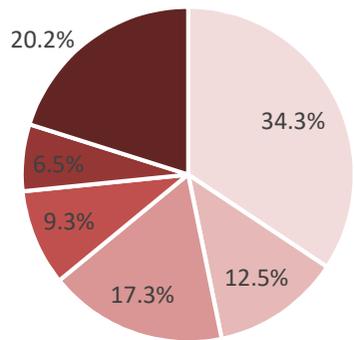
退院・退所時における福祉用具事業者の関与

- 退院・退所に向けたカンファレンスについて、福祉用具事業者の出席率は10割の施設もあれば、2割未満の施設も多く、ばらつきがある。
- カンファレンスに福祉用具事業者が出席しない理由は、「ケアマネジャーが事業者を選定するため」が最も多かった。
- 「入所中から退所後の生活を想定した福祉用具を選定、適合し、退所後もその利用を継続することを軸に施設と居宅の専門職が連携する」という仕組みについて、ほとんどが「有効」と回答した。

<福祉用具事業者のカンファレンス出席率>

医療機関 (n = 248)

老人保健施設 (n = 234)

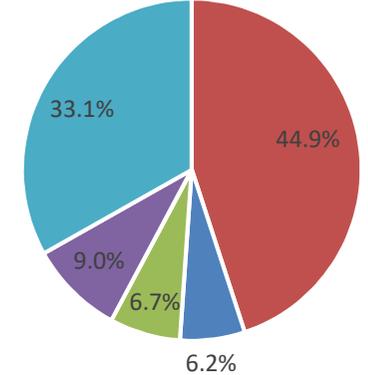
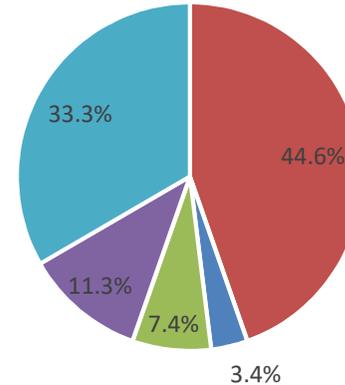


■ 2割未満 ■ 2～4割未満 ■ 4～6割未満 ■ 6～8割未満 ■ 8～10割未満 ■ 10割

<福祉用具事業者が出席しない理由>

医療機関 (n = 204)

老人保健施設 (n = 178)



- ケアマネジャーが事業者を選定するため
- 福祉用具事業所とかわりがないため
- 連絡ルートが定まっていないため
- 福祉用具事業所を参加させる意識がないため
- その他

<福祉用具を介した連携の仕組み>

	有効だと思う	有効だと思わない	わからない	無回答
医療機関 (n = 311)	93.5%	1.0%	4.2%	1.3%
老人保健施設 (n = 340)	93.5%	0.3%	5.3%	0.9%

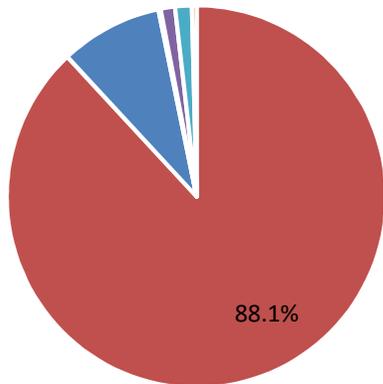
(出典) 平成26年度老健事業「介護保険の福祉用具サービスにおける専門職の関与と適切なケアマネジメントに関する調査研究事業」

福祉用具事業者のアンケート結果

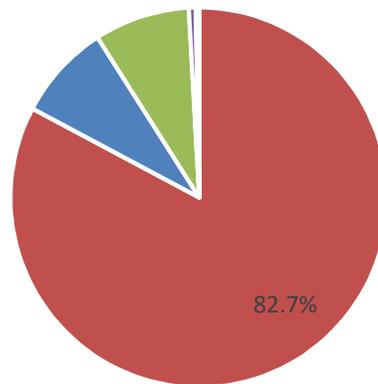
- 退院・退所時カンファレンスへの参加は、居宅のケアマネジャーから伝達されることが多い。
- カンファレンスでは「居宅環境整備に関する要点、目標」「福祉用具を用いた生活行動の目標」等の情報が伝達されている。
- 半数近くの福祉用具事業者が、カンファレンス等に参加する機会を増やしたいと回答。

<カンファレンスへの参加はどの職種から伝達されるか>

病院 (n = 494)



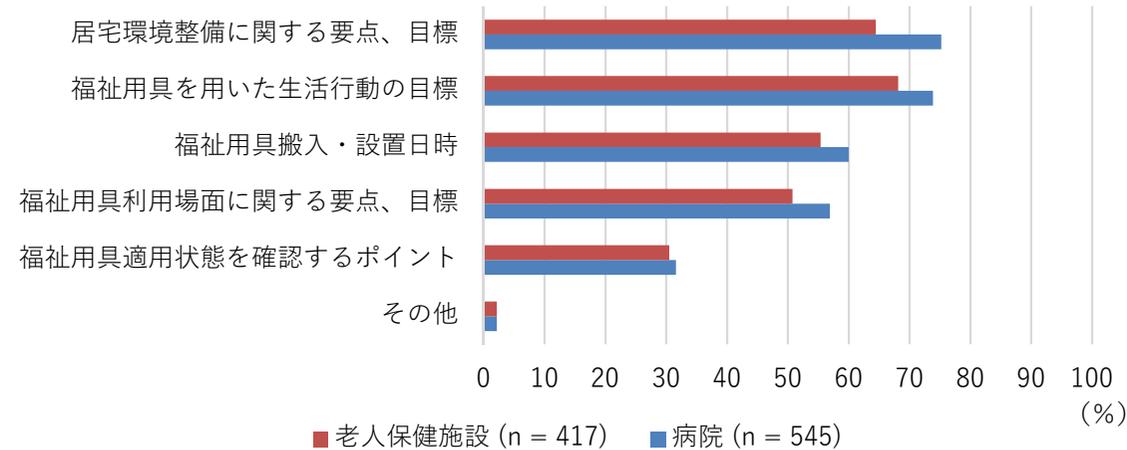
老人保健施設 (n = 342)



- 居宅のケアマネジャー
- 病院の医療ソーシャルワーカー
- 病院の医師
- 病院の看護師
- 病院のリハ専門職
- 病院のその他の職員

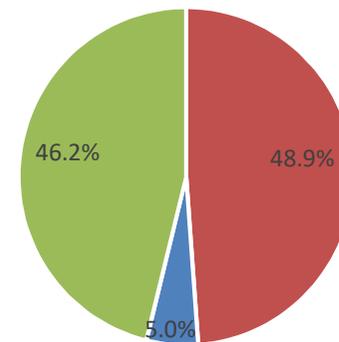
- 居宅のケアマネジャー
- 施設のケアマネジャー
- 施設の相談員
- 施設のリハ専門職
- 施設のその他の職員

<カンファレンスで伝達される情報>

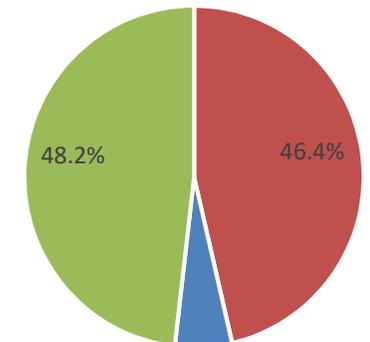


<カンファレンス等に参加する機会を増やしたいか>

病院 (n = 522)



老人保健施設 (n = 388)



- 増やしたい
- 増やしたいと思わない
- どちらともいえない

①医療と介護の連携の強化(退院・退所加算の見直し) (平成30年度介護報酬改定)

概要

※介護予防支援は含まない

- イ 退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進
退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関や介護保険施設等との連携を促進する観点から、退院・退所加算を以下のとおり見直す。
- i 退院・退所時におけるケアプランの初回作成の手間を明確に評価する。
 - ii 医療機関等との連携回数に応じた評価とする。
 - iii 加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する。
- また、退院・退所時にケアマネジャーが医療機関等から情報収集する際の聞き取り事項を整理した様式例について、退院・退所後に必要な事柄を充実させる等、必要な見直しを行うこととする。【通知改正】

単位数

<現行>

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	300単位	300単位
連携2回	600単位	600単位
連携3回	×	900単位

⇒

<改定後>

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

算定要件等

- 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。
ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※ 入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

退所前連携加算

概要

- 退所前連携加算は、介護老人保健施設等の入所者が居宅等へ退所するにあたり、退所後の居宅等での介護サービスの利用等が円滑なものとなるよう相談支援等を行うことを評価する。

単位数

<現行>

500単位／日（1回につき）

算定要件等

- 退所前連携加算
入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

論点①退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用

検討の方向（案）

- 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員の参画を担保し、介護支援専門員との連携を促すため、居宅介護支援の退院・退所加算及び指定施設サービスの退所前連携加算の要件において、福祉用具専門相談員、作業療法士等関係職種の関与を明示することを検討してはどうか。

論点②福祉用具の安全な利用の促進

論点②

- 福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村等がそれぞれ収集しているが、福祉用具の安全な利用、福祉用具専門相談員のさらなる質の向上等の観点から、どのような対応が考えられるか。

福祉用具に関する事故等の情報収集

- 福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村等がそれぞれ収集している。

消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき事業者から報告を受けた重大製品事故の情報及び消費者安全法に基づき関係機関から通知を受けた重大事故等の情報を、定期的に公表 ※製品起因かどうか原因究明中の事故を含む また、これらの情報については、事故情報データベース（消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営）で公表等を行うとともに、必要に応じて、同種事故の発生・拡大の防止を図るための注意喚起を実施
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）	様々な製品に関する事故の分析を行い、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた基準の見直し等に反映
公益財団法人テクノエイド協会	福祉用具について「製品に起因しない事故」や「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行い、ホームページや冊子で情報提供 ※「ヒヤリ・ハット」情報はNITEが公表している事故情報と、当該協会が高齢者介護に携わっている者を対象に行ったアンケート調査の結果等をもとに、事例情報として加工
市町村	居宅サービス等の運営基準に基づき、居宅サービス提供時の事故発生について、事業所から連絡を受理

市町村等における福祉用具の事故情報等の活用事例

○ 市町村等が収集した福祉用具の事故情報等は、独自の取組として様々な形で活用されている。

武蔵野市の取組例

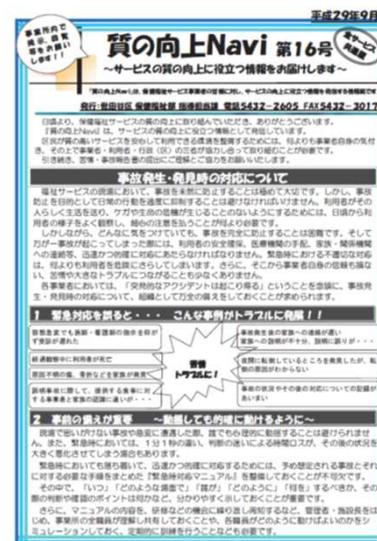


- ・市の「介護保険事業所における事故発生時の報告に関する取扱い要領」に事故の範囲を定め、様式とあわせて市のホームページに掲載
- ・事業者連絡会議や集団指導などで注意喚起
- ・利用者の状態像等に適した福祉用具が安全に利用されるよう「住宅改修・福祉用具相談支援センター」を設置
- ・必要に応じ、ご本人、家族、福祉用具事業所等に対し、テクノエイド協会が提供している「ヒヤリ・ハット情報」を活用して説明
- ・消費者庁やNITE等のホームページから福祉用具の事故情報を収集

世田谷区 of 取組例



- ・区の「介護保険事故報告取扱要領」に事故の範囲を定め、様式とあわせて区のホームページに掲載
- ・「質の向上Navi」を発行し、事故内容の分析や好事例の紹介、事故発生時の対応の際の注意点等について、各事業所に周知



平成27年度の福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

○ 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
- ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
- ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
- ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
- ・学習内容の習熟度を確保するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。

【平成27年3月まで】

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合 計		40



【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

論点②福祉用具の安全な利用の促進

検討の方向（案）

- 福祉用具の安全な利用を促進するため、福祉用具専門相談員の更なる質の向上等の観点から、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の見直しをはじめとした、福祉用具に関する事故等の情報の活用方策を検討してはどうか。

参 考 资 料

介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

【福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

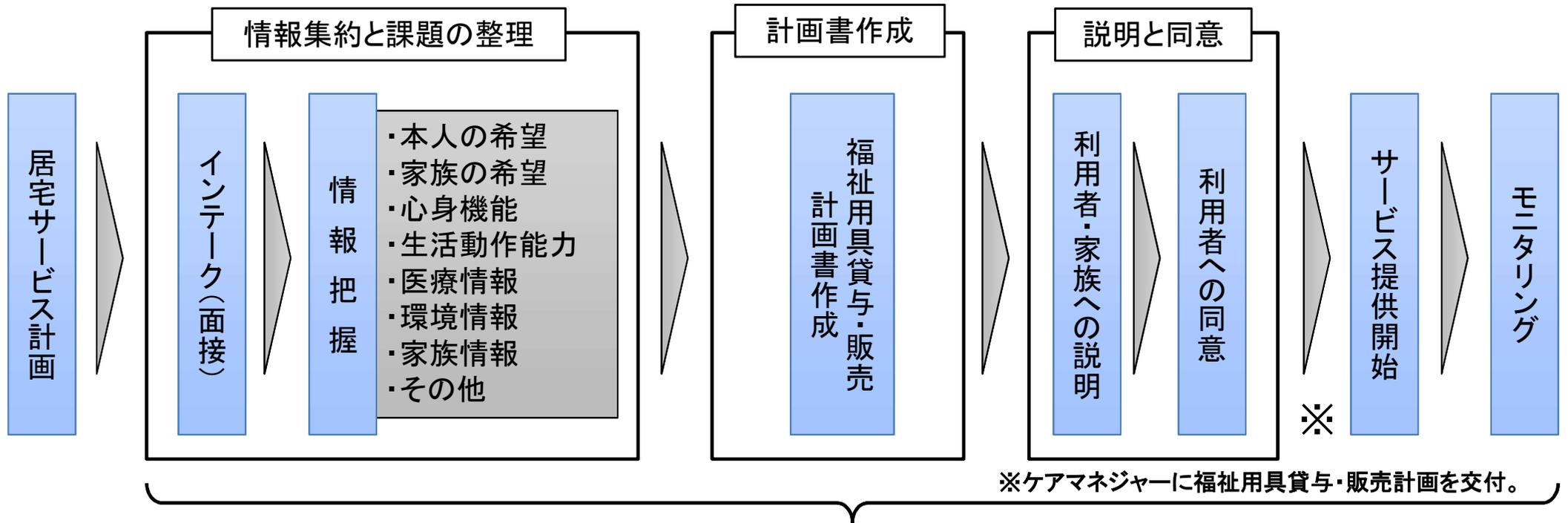
② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

福祉用具貸与・販売の流れ



福祉用具専門相談員(福祉用具貸与・販売事業所)が関与

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の選定を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成することとしている。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた

- ・ 利用目標
- ・ 利用目標を達成するための具体的なサービス内容
- ・ 福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ 関係者間で共有すべき情報
(福祉用具使用時の注意事項等) 等

福祉用具専門相談員に関する法令上の規定

○介護保険法施行令

(平成十年政令第四百十二号)(抄)

(福祉用具の貸与の方法等)

第四条 法第八条第十二項若しくは第十三項又は法第八条の二第十項若しくは第十一項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者(法第八条第二項に規定する居宅要介護者をいう。)又は居宅要支援者(法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。)が福祉用具(法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。)を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。)から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

- 一 保健師
- 二 看護師
- 三 准看護師
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 社会福祉士
- 七 介護福祉士
- 八 義肢装具士
- 九 福祉用具専門相談員に関する講習であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの(以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。)により行われる当該講習(以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。)の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

○介護保険法施行規則

(平成十一年厚生省令第三十六号)(抄)

(福祉用具専門相談員)

第二十二条の三十一 令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習(以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。)は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具(略)の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。

2 (略)

(福祉用具専門相談員指定講習の指定の基準)

第二十二条の三十三 令第四条第一項第九号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 講習は、年に一回以上開催されること。
- 二 講習の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること。
- 三 前号に規定する講習の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 四 講師は、講習の課程を教授するのに適当な者であること。

福祉用具の操作指導・メンテナンス・モニタリングの例

「福祉用具貸与サービス事業所におけるサービスプロセス及び価格設定ガイドライン（※）」を参考に作成
（※）平成28年度老人保健健康増進等事業により、（一社）日本福祉用具供給協会にて作成

利用者・介護者への福祉用具の使用方法的説明（操作指導）

- 貸与する福祉用具の取扱説明書を交付する。
- 重要な事項（基本的な取扱方法、取扱注意事項、事故の発生時の取扱）を説明する。
- 必要に応じて、利用者実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行う。

【福祉用具別説明ポイントの例】

- ・ 歩行器：段差の乗り越えや旋回など、利用者が安全に行うことができるか確認する。
- ・ 介護ベッド：起き上がりが困難な利用者については、介護者に用具の機能を利用した、介助動作の仕方を指導する。
- ・ 認知症老人徘徊感知機器：音量調整の仕方、電池交換の仕方を説明する。

必要に応じた福祉用具貸与計画の見直し（モニタリング）

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、確認等を行う。
（確認事項：身体状況、サービス利用等、住環境、家族構成、主介護者の変化等）
- 貸与した福祉用具が想定された使用方法で利用されているか、確認する。
（確認事項：想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか、利用者・介護者が負担や危険を感じることはないか。）

貸与した福祉用具の機能、安全性等の点検・修理（メンテナンス）

- モニタリング時等に、貸与した福祉用具の状態を確認する。
（確認事項：正常に動作するか、消耗部品が摩耗していないか、修理・交換の必要性はないか等）
- 福祉用具の状態によって、福祉用具製造メーカーが発行する製品説明書・福祉用具貸与事業者等が作成するメンテナンスマニュアル・動画等を参考に、その場での調整、同機種との交換・福祉用具貸与事業所での修理を実施する。

【福祉用具別確認ポイントの例】

- ・ 車いす：タイヤの空気圧やブレーキに不具合はないか。
- ・ 介護ベッド：マットレスの硬さが保たれているか。

福祉用具専門相談員と他職種連携(サービス・質の向上)

事例紹介 福祉用具を早期に導入することによる不安の軽減や他職種連携によりADLが改善した事例

- 57歳 男性 要介護3 左被殻脳内出血：右片麻痺残存（左上肢廃用）高次脳機能障害 妻(主介護者)と二人暮らし
- 福祉用具専門相談員は、入院中時の情報から他職種と連携し、本人の精神面に配慮した関わりをすることによって福祉用具を変更することが可能

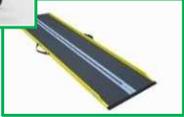
【入院時の他職種連携】

- 退院時カンファレンス
 - 看護職：意思疎通の障害が重度であり、入院中も精神的な支援が必要である
 - リハ職：予後は、体力面の改善があれば、ADL改善は軽介助になる可能性がある
- 退院前の一時帰宅
 - 同行訪問し、病院でできる動作も、在宅では不安があることを確認し、貸与する福祉用具を選定、住宅改修を決定する

【在宅における連携】

- サービス担当者会議
 - ・改めて、在宅サービスのチームで入院時の情報に留意し、目標を再検討
本人の自主性を促す関わり方を共有
 - ・福祉用具専門相談員は、訪問リハサービス提供時に訪問し、目標に応じた福祉用具の変更

入院時から、ケアマネジャーをはじめ、職種間の意見交換、連携により、目標に応じた福祉用具の提供が可能となった

経過	入院中	退院：発症5か月	在宅生活：1年4か月	在宅生活：3年
ADL 起居 移動 排泄 その他	介助 車いす介助 介助 言語理解低下	見守り 車いす（一部介助） 一部介助（下衣着脱） 理解力改善・活動性の低下	見守り 見守り（足こぎ） 見守り	自立 見守り（杖歩行） 自立
福祉用具	カンファレンス 福祉用具専門相談員：何度も福祉用具のデモを行い、関係性を築く	   駐車場に設置スロープ	住宅改修  手すり（左右）の取り付け	屋外移動手段の獲得 本人の意欲向上を重視  
他のサービス		外来リハビリ・通所介護・訪問看護 訪問介護	通所介護・訪問看護（リハ）	通所介護・訪問看護（リハ）

ADLは改善したが、伝えたいことが伝えられず落ち込みがある

サービス担当者会議

福祉用具専門相談員：訪問リハサービス提供時に同行訪問し、専門職と情報共有

福祉用具専門相談員と他職種連携(サービス・質の向上)

事例紹介 退所前カンファレンスにより生活課題を共有し、体調に応じた支援によって在宅生活を継続している事例

- 83歳 女性 要介護3 右大腿骨転子部骨折、右大腿骨骨幹部骨折、第1・3腰椎圧迫骨折、パーキンソン症候群 娘夫婦、孫、義理息子の両親の6人家族
- 義理の息子の両親も介護が必要なため、本人の生活拠点は2階であり、階段昇降獲得が必須な事例

【入所初期から在宅復帰に向けた連携】

■ 初回入所時のカンファレンス

介護職：骨折後の痛みも強く、生活全般に対する意欲が低い
 リハ職：在宅復帰するには、階段昇降とトイレの自立が必須条件・移動手段の検討が必要
 福祉用具貸与：入所中の移動手段と在宅時の移動手段の別々の検討が必要



【在宅における連携①】

・移動手段の確立
 (通いのサービスと在宅時)
 ・生活状況の定期的な確認
 ・福祉用具専門相談員は、モニタリングを繰り返し、他職種と連携しながら状態変化に応じた住環境・福祉用具を提案



【在宅における連携②】

・腰痛や体調不良時にみられる動作不安定さへの対処方法の確認

経過	入所(3か月)①	在宅(3か月)①	入所②	在宅②	入所③	在宅③	入所④	在宅④	入所⑤
ADL 移動	<日中> 前腕支持型歩行器	<自宅> 昼夜共に、伝い歩きと杖		老健↔在宅の往復利用で、心身の機能維持を図り、2階で生活を継続している			入所期間中に腰痛が出現 第1・3腰椎圧迫骨折の診断あり、入所が長期化	老健↔在宅の往復利用で、心身の機能維持を図り、2階で生活を継続している	定期的な往復利用によって生活が安定
排泄	<夜> 車いす	<通所> 歩行車					痛みが軽減し、ADL能力も改善		
福祉用具	①退所前カンファ～在宅復帰		②退所前カンファ～在宅復帰		②退所前カンファ～在宅復帰				
	・自宅内の環境が本人の動作に合っているかを確認 ・ベッドから寝室入口までの動線に手すりを設置		・入退所を繰り返す中で、身体状態の変化や疾患に伴う動作の変化を確認 ・腰痛悪化時や体調不良時に歩行が不安定なる為、寝室入口からトイレまでの動線とトイレに手すりを設置		概ね身体変化は無い為、自宅環境の動作確認のみ行う				
在宅サービス		通所リハ 1回/週 通所介護3回/週 SS							